

徳島県立牟岐少年自然の家審査基準

審査項目		審査の視点	配点
	様式		
適切な利用の確保と施設の効用の最大限の発揮			30
施設の管理運営方針	10-1	・少年自然の家の設置目的を的確に把握しているか。 ・利用者へのサービス向上と県負担額の削減について、バランスのとれた方針を有しているか。	10
利用者ニーズの把握・分析と利用促進	10-2	・少年自然の家の設置目的を踏まえつつ、利用者のニーズの的確な把握分析ができているか。 ・利用促進について、効率的かつ効果的な計画が具体的に検討されているか。	10
自主事業	10-3	・自主事業の内容が少年自然の家の設置目的をふまえ少年自然の家の特性を活かしたものであり、かつ、自主事業を通じたコスト削減が期待できるか。	10
効率的な管理運営（経済性の追求）			20
収支計画	10-5	・少年自然の家の管理運営に係る県の負担額について将来にわたって、削減が期待できるか。	10
	10-5	・指定管理料の多寡。	10
安定した管理のための人的・物的経営基盤の状況			40
適正な維持管理	10-4	・施設の適正な維持管理を行うための方策が提案されているか。	10
管理運営体制	9・10-6 ～ 10-8	・施設の機能を十分に発揮できる管理運営体制を備え、資格や経験を有した職員を配置しているか。 ・セルフモニタリングの方法について具体的で現実的な提案があるか。 ・職員の労働条件等の整備は適正か。 ・収支の内容が適正かつ実現可能であるか。	15
安全管理及び環境への配慮	10-11 10-12	・安全管理について適切な方針を有しているか。 ・災害発生時等における適切な対応を有しているか。 ・本件業務の実施にあたっての環境への配慮について、具体的な計画を有しているか。	15
地域への貢献及び地域との連携			10
地域への貢献及び	10-9	・地元雇用の維持・拡大が期待できるか。 ・地元企業への委託について具体的かつ現実的な提案があるか。	10
地域との連携	10-10	・地域の関連団体との連携や協働を適切に計画、実施できるかどうか。	
合計			100

※様式欄はあくまで参考です。内容によっては他の様式の記載により審査する場合があります。
 ※適切な利用が図られないことが明らかな場合や、財務状況が極めて不安定な場合は、失格とする場合もあります。